

標準運送約款及び標準内航運送約款の一部改正について

1. 背景

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号。以下「改正法」という。）により商法（明治32年法律第48号）の一部が改正（以下「改正商法」という。）された。改正法により、制定以降、実質的な見直しがされていなかった運送・海商分野について、社会経済情勢の変化への対応、荷主・運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整及び海商法制に関する世界的な動向への対応が図られ、荷主と運送人の責任分担等が変更されたところである。

国内海上運送及び内航海運において海運事業者は、荷主・旅客等との運送契約に伴う運送約款を作成し、国土交通省では標準運送約款（昭和61年運輸省告示第252号。旅客運送の部、受託手荷物及び小荷物運送の部、特殊手荷物運送の部、自動車航走の部の4つの部で構成。）及び標準内航運送約款（平成17年国土交通省告示第205号）を定めているところ、今般、制定以降、実質的な内容の見直しが行われなかった箇所について、改正法に対応するほか、時代に応じた変化に対応するため、以下のとおり改正を行うこととする。

2. 主な改正概要

(1) 改正商法に対応するため以下のとおり改正を行う。

- ①改正商法第590条において、旅客が運送によって受けた損害に関する運送人の責任について、運送人が、運送に関し注意を怠らなかった場合、当該責任が免責される旨規定されているところ、標準運送約款においても、改正商法と同様の改正を行うこととする。
(標準運送約款 旅客運送の部 第20条)
- ②改正商法第591条において、旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償責任に関する特約禁止と例外的な取扱いが規定された。標準運送約款においても、改正商法と同様に災害発生時の運送等の例外的な特約を結ぶことができる要件について明記することとする。
(標準運送約款 旅客運送の部 第20条)
- ③改正商法第571条において、荷送人が知らせるべき情報として、荷送人と荷受人の氏名又は名称や発送地等が追加され、また、当社の承諾を得た場合は当該情報を電磁的方法により提供することも可能となった。現行、標準内航運送約款についても、荷送人は運送人に対し、契約締結前に貨物の種類等について通知義務が規定されているところ、改正商法と同様の改正を行うこととする。
(標準内航運送約款 第4条)
- ④改正商法第573条において、運送品が不可抗力によって滅失した場合に加え、運送品が損傷した場合についても、運送人は運送賃を請求できないこととされた。これに伴い、標準内航運送約款においても、改正商法と同様の改正を行うこととする。
(標準内航運送約款 第16条)
- ⑤改正商法第584条において、荷送人との間で運送契約を締結した者（利用運送人）が、実際の運送を下請運送人に委託し、荷受人が運送品の引渡し時に直ちに発見し得ない一部滅失又は損傷を発見し、利用運送人に返却した場合に、利用運送人がそ

の旨を下請運送人に通知することができる期間が延長された。標準内航運送約款においても、改正商法と同様の改正を行うこととする。

(標準内航運送約款 第18条)

- ⑥改正商法第585条において、運送品の滅失等の運送人の責任が1年の消滅時効から1年の除斥期間に改められ、損害発生後に限り、合意延長が可能となった。これに伴い、標準内航運送約款においても、改正商法と同様の改正を行うこととする。

(標準内航運送約款 第21条)

- ⑦改正商法第572条において、危険物に関する通知義務についての規定が設けられた。現行、標準運送約款及び標準内航運送約款において、運送品が危険品等である場合、運送人に対し、危険品等である旨の通知義務が既に荷送人に課されているところ、改正商法と同様、荷送人は当該危険品等の品名や安全な運送に必要な情報等についても通知しなければならないこととする。

(標準運送約款 受託手荷物及び小荷物運送の部 第4条、

特殊手荷物運送の部 第4条、

自動車航送の部 第5条、

標準内航運送約款 第4条)

- ⑧改正商法第577条において、高価品について、その種類や額を荷送人が運送人に申告しない場合は運送人が免責されるというこれまでの規定に加え、高価品の特則として、運送人が高価品であることを知っていた場合等は免責されない旨の規定が設けられた。標準運送約款及び標準内航運送約款においても、改正商法と同様、運送品が高価品であることを運送人が知っていた場合など、運送人が免責されない場合について規定する。

(標準運送約款 受託手荷物及び小荷物運送の部 第4条及び第12条、

特殊手荷物運送の部 第4条及び第20条、

自動車航送の部 第5条及び第21条、

標準内航運送約款 第18条)

(2) 時代の変化に対応するため以下のとおり改正を行う。

- ①標準運送約款において、旅客の義務として禁止行為を規定しているところ、船員等への職務妨害についても禁止行為であることを明確化する。

(標準運送約款 旅客運送の部 第18条)

- ②標準運送約款において、車体の積載荷物のみを対象として高価品の申告及び運送責任を規定しているところ、車体についても対象とし、同様の扱いとする。

(標準運送約款 特殊手荷物運送の部 第3条、

自動車航送の部 第4条及び第5条)

- ③標準運送約款において、現行、法令違反である場合などについて、運送契約の申込みの拒絶や解除ができると規定されているところ、自動車が多不適切な構造である場合などに運送契約の申込みの拒絶や解除ができるという標準内航運送約款の規定等を標準運送約款に追加することとする。

(標準運送約款 特殊手荷物運送の部 第3条、

自動車航送の部 第4条)

- ④標準内航運送約款において、貨物の滅失等に関する損害賠償額を規定しているところ、貨物が延着した場合の損害賠償額を新たに規定する。

(標準内航運送約款 第18条)

- ⑤標準運送約款及び標準内航運送約款において、旅客や荷主等が当該標準運送約款及び当該標準内航運送約款を守らなかった場合、運送契約の解除や賠償責任を負うことについて規定しているところ、法令を守らなかった場合についても、

同じ扱いであることを明確化する。

(標準運送約款 旅客運送の部 第3条等、
受託手荷物及び小荷物運送の部 第3条等、
特殊手荷物運送の部 第3条等、
自動車航送の部 第4条等、
標準内航運送約款 第3条等)

- ⑥標準運送約款及び標準内航運送約款において、運送品が危険品等であるとき、運送人に対し、当該危険品等である旨の通知義務が荷送人に課されているところ、当該危険品等の種類について書き分けることとする。

(標準運送約款 旅客運送の部 第4条、
受託手荷物及び小荷物運送の部 第3条、
特殊手荷物運送の部 第3条、
自動車航送の部 第4条、
標準内航運送約款 第3条)

- ⑦標準運送約款及び標準内航運送約款において、天災や火災が発生したなどの特別な場合は運航の中止・変更等の措置が可能である旨を規定しているところ、当該措置が可能な要件として災害時の緊急輸送や旅客の禁止行為等を追記する。

(標準運送約款 旅客運送の部 第5条、
受託手荷物及び小荷物運送の部 第6条、
特殊手荷物運送の部 第6条、
自動車航送の部 第7条、
標準内航運送約款 第12条)

(3) その他の所要の改正を行う。(表現の修正等)

3. スケジュール

公布：平成31年2月28日

施行：平成31年4月1日